

国税も地方税も租税一般法で規定されること

特色

(租税法律主義が徹底しているため、国税も地方税も租税一般法で規定され、それ以外の法定外税を設定することは否認されている)

国税と地方税の徴収が一元化されていること

(徴収事務は、ごく一部の例外を除き国税徴収機関が地方団体に代わって行い、地方団体が課税した税収は、国によって保障される。つまり国税徴収機関が徴収できない分は国によって補填される)

主な地方税(4種類の地方直接税)

住宅税
既建築固定資産税
未建築固定資産税
職業税

1 住宅税

課税標準 居住用の家屋(家屋の土地台帳上の賃貸価額評価額)

納税義務者 家屋の居住者(所有者、賃貸人など)

税率

2 既建築固定資産税

課税標準 建築物及びその用に供される土地(土地台帳上の賃貸価格評価額から一律50%を控除した額)

納税義務者 その所有者

税率 レジオン、デパルトマン、コミューンの議会によって決定(税率の上限は、全国の平均税率の2.5倍まで)

3 未建築固定資産税

課税標準 農地、空地等の建物の敷地の用に供されていない土地(土地台帳上の賃貸価格評価額から一律20%を控除した額)

納税義務者 その所有者

税率 レジオン、デパルトマン、コミューンの議会によって決定(税率の上限は、全国の平均税率の2.5倍まで)

4 職業税

課税標準 事業用不動産及び償却資産の賃貸価格(取得価格の16%) + 支払給与総額の18%の合計額(は2003年までに段階的に廃止)

納税義務者 企業と医師、弁護士等の専門的な職業を営む個人(給与所得者は含まない)

税率 レジオン、デパルトマン、コミューンの議会によって決定(税率の上限は、全国の平均税率の2倍まで)

課税主体別税4地方税の割合

課税主体	4地方直接税の割合						他の直接税及び間接税
	合計	住宅税	既建築固定資産税	未建築固定資産税	職業税		
レジオン	67.3	100	-	34.1	0.3	65.6	32.7
デパルトマン	75.8	100	24.1	28.6	0.2	47.1	24.2
コミューンとその連合	75.8	100	23.7	29.3	2.5	44.5	24.2
合計	75.2	100	22.3	29.4	1.7	46.6	24.8

「フランス：地方分権改革・EU統合と地方税財政」神奈川大学 青木宗明(「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書」財団法人自治総合センター、平成16年3月発行)にある「地方税の構成」より作成

コミューン間広域行政組織 (E P C I、E'tablissement Public de Coope'ration Intercommunale)

組織形態		内容	財源構成	備考
組 合 型	単一目的事務組合、多目的事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の一部事務組合と同様の制度 ・技術分野の権限(上下水道、廃棄物処理、児童の通学輸送、道路等)の執行を主な目的とする場合が多い ・事務組合の権限は規約によって自由に決めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・固有の税源を持たず、主として構成コミューンからの分担金等で賄う ・分担金収入、個別税(家庭廃棄物収集税等)収入、事業及び財産収入、補助金及び交付金、借入金等 	
連 合 型	コミューン共同体(CC)、都市圏共同体(CA)、大都市共同体(CU)、新都市組合(SAN)	<ul style="list-style-type: none"> ・法によって規定された一定の必須的権限を与えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税権を持ち、固有の財源で賄う ・固有税収入、個別税(家庭廃棄物収集税等)収入、事業及び財産収入、補助金及び交付金、借入金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「代表なくして課税なし」の原則から、コミューン連合が住民の直接選挙で組織されるべきとの議論がある(現在は構成コミューンの議員の互選で選出)

注1 固有税とは、E P C Iが税率を決定し、住民から直接的に徴収する税をいう。単一職業税、独自付加税、独自付加税と単一職業税の併用方式がある。

注2 コミューン共同体(CC)、新都市組合(SAN)、都市圏共同体(CA)、大都市共同体(CU)

1 コミューン共同体(CC) 農村地域及び準都市地域を対象とするもの

2 都市圏共同体(CA) 都市地域を対象とするもの

3 大都市共同体(CU) 都市圏(人口50万人超)を対象とするもの

4 新都市組合(SAN) 新都市(首都圏及びその他の都市圏の調和のとれた発展を図るために、複数の市町村にまたがる地域の開発をすすめるために創設された)を運営するための特別な連合型E P C I

参考文献

1 「フランスとスウェーデンの分権改革と地方税(平成9年度調査研究事業報告書)東京大学院研究科・経済学部 神野直彦」全国地方税務協議会(平成14年11月発行)

2 「フランス:地方分権改革・EU統合と地方税財政」神奈川大学 青木宗明(「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書」財団法人自治総合センター、平成16年3月発行)

3 「フランスの地方自治」財団法人自治体国際化協会(平成14年1月31日発行)

4 「フランスの広域行政 - 第4の地方団体 - 」財団法人自治体国際化協会(平成16年10月27日発行)

5 「コミューンとコミューン連合の行財政関係」片山和希(京都大学大学院経済研究科博士後期過程、2004年7月)

フ ラ ン ス

国家体制 = **単一制国家**
 地方公共団体の階層構造 = **3層制**

中央政府

地方公共団体

○中央
 ・大統領制

○地方機関

※基礎データ

面積(km ²)	人口 (千人 1999)
547,000	58,520

地方長官
派遣

地方長官
派遣

市町村長 =
 国の機関

《広域自治体》

レジオン (=国の行政区画)

- ・執行機関と議決機関：執行理事会(議会議員のうちから選出される議長=知事及び副議長(副議長は長不在時は常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員)により構成)と議会。

団体数(1999)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
26	0.55	21,038	2.62	2,251	0.83

デパルトマン (=国の行政区画)

- ・執行機関と議決機関：執行理事会(議会議員のうちから選出される議長=知事及び常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員により構成)と議会。

団体数(1999)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
100	2.13	5,470	0.68	585	0.22

《基礎自治体》

コミューン (=国の行政区画)

- ・執行機関と議決機関：執行理事会(議会議員のうちから選出される議長=市長(メー)及びメーに続いて議員から選出される助役により構成)と議会。

団体数(1999)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
36,565	12.47	15	0.12	1.6	0.04

(注1) 共和国の地方公共団体は、市町村(communes)、県(département)、州(régions)、特別地位を持つ公共団体(collectivités à statut particulier)、ならびに第74条に定められた海外公共団体(collectivités d'outre-mer)である。その他の地方公共団体はすべて、必要な場合には本項に記載された1ないし複数の地方公共団体の代わりとしてその場所に、法律によって設けられる。(憲法第72条第1項)

※ 州は1980年代の地方分権改革の中で地方自治体として位置付けられた。また、2003年の憲法改正により、州は憲法上も地方公共団体として位置付けられた。